令和4年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (2 月 10 日 提 案 分)

政 策 局

目 次

	ページ
1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
	活動法人等を定める条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	神奈川県統計調査条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	神奈川県行政書土試驗手数料条例。新旧対昭表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)新旧対照表

改 正			T	現 行		
別表			T	別表		
特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間		特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間
(削除)				NPO法人多文 化共生教育ネッ トワークかなが <u>わ</u>	横浜市栄区小菅 ケ谷一丁目2番 1号地球市民か ながわプラザN POなどのため の事務室内	平成29年 1月1日 から令和4 年3月31日 まで
(略)				(略)		
NPO法人多文 化共生教育ネッ トワークかなが <u>わ</u>	横浜市栄区小菅 ケ谷一丁目2番 1号地球市民か ながわプラザN POなどのため の事務室内	令和4年 4月1日 から令和9 年3月31日 まで		_(新規)_		

2 神奈川県統計調査条例(平成20年神奈川県条例第54号)新旧対照表

改正	現行
(調査票情報の提供)	(調査票情報の提供)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者	3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者
は、次の各号のいずれにも該当しない者とす	は、次の各号のいずれにも該当しない者とす
る。	る。
(1) この条例若しくは神奈川県個人情報保護	(1) この条例若しくは神奈川県個人情報保護
条例(平成2年神奈川県条例第6号)又は	条例(平成2年神奈川県条例第6号)又は
<u>統計法若しくは</u> 個人情報の保護に関する法	統計法、 個人情報の保護に関する法
律(平成15年法律第57号)	律(平成15年法律第57号) <u>、行政機関の保</u>
	有する個人情報の保護に関する法律(平成
	15年法律第58号)若しくは独立行政法人等
	の保有する個人情報の保護に関する法律
若しくはこれらの	<u>(平成15年法律第59号)</u> 若しくはこれらの
法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以	法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以
上の刑に処せられ、その執行を終わり、又	上の刑に処せられ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなった日から起	は執行を受けることがなくなった日から起
算して5年を経過しない者	算して5年を経過しない者
$(2) \sim (5) \qquad (略)$	$(2) \sim (5)$ (略)
$4\sim 6$ (略)	$4\sim6$ (略)

3 神奈川県行政書士試験手数料条例(平成12年神奈川県条例第3号)新旧対照表

改 正	現 行
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 知事は、行政書士法(以下「法」とい	第2条 知事は、行政書士法(以下「法」とい
う。) 第3条第2項の規定に基づく行政書士試	う。)第3条第2項の規定に基づく行政書士試
験を受けようとする者から、行政書士試験手数	験を受けようとする者から、行政書士試験手数
料として、1件につき10,400円を徴収する。	料として、1件につき <u>7,000円</u> を徴収する。